

架空請求のメール・ハガキにご注意を！

最近、メールやハガキによる詐欺が多発しています。メールは、アマゾンやヤフーなどの実在する大手企業の名前をかたり、携帯電話等のショートメッセージ機能などを使って、「有料サイト使用に対して、未納料金が発生しています。本日ご連絡なき場合は、法的措置に移行します」等と送られてきます。

ハガキは、最近、内容が見えないよう保護シールを貼った状態で届き、そのシールをめくると、民間訴訟告知センターなどをかたって、「消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ。ご連絡なき場合は、給与及び不動産の差し押さえをします。」などと記載されています。

どちらの手口も、見た人が不安になってメールやハガキに記載されている電話番号に連絡すると、和解金などとしてお金や電子マネーなどを要求されます。後から返金する、と言われても返ってくることはありません。

◆お金に関するメールやハガキは、詐欺を疑い、騙される前に家族や警察など必ず誰かに確認しましょう。

2018/3/7（水）受信

還付金がある！というウソ電話にご注意を！（奥出雲町）

仁多郡奥出雲町地内で役場職員を名乗る者から、「国民健康保険の払い戻しがあります。キャッシュカードと携帯電話を持ってスーパーマーケット〇〇（実在店舗）のATMへ行ってください。」という還付金等詐欺のウソ電話が発生しています。

このウソ電話は、その後スーパーの外などに設置された人けのないATMで還付の手続きをするよう指示され、相手の指示通りにATMを操作すると、自分の預貯金が犯人に送金されてしまう還付金等詐欺の手口です。

◆お金に関する電話は、まず、詐欺を疑って、家族や警察、ご友人など必ず誰かに相談しましょう。

◆ATM（特に店舗外ATM）で携帯電話使用中の高齢者を見かけたときは、詐欺被害にあっているところかもしれません。一言声をかけて、被害を防ぎましょう！

「有料サイトの利用料金が未納」というメールにより架空請求詐欺被害が発生！

県内で、実在する会社を名乗る者から

「サイト利用料が未納です。本日中に連絡がなければ法的手続きに移行します。」

というウソメールを受信し、記載の連絡先へ電話したところ、犯人からコンビニで電子マネーを購入し、プリペイド番号を教えるよう指示され、約5万4,000円を騙し取られる特殊詐欺被害が発生しました。

犯人は、「保険が適用されるので、支払ったお金は後から返金されます」と言葉巧みにだましてきます。

○こんなときは詐欺かも！

- ・メールで突然の料金請求
- ・本日中に手続きしなければ法的手続きになる
- ・コンビニで電子マネーを購入してID番号を教えて

◆この手口では、若い方から高齢者まで、幅広い年代の方が被害に遭っています。ご家族・ご友人皆さんでお互いに注意喚起をしましょう。

◆警察相談専用電話#9110。匿名でも相談できます。まずは相談しましょう。

春季の不審者発生事案注意報

過去5年間の春季(3月～5月)の声かけ・つきまといの発生状況は次のとおりです。

○発生件数は冬季よりも約2割多い。

○被害は小学生が約4割、高校生が約2割。

○小学生は15時～17時台、中学生は15～18時台、高校生は19～20時台の被害が多い。

◇春季は、卒業、入学、進級等を迎え、新しい環境となる季節です。行動時間帯、外出範囲、交友関係にも変化がありますので、ご家庭では、年齢に応じたルールづくりをしましょう。

2018/2/13（木）受信

島根県警「みこびー安全メール」より